

【ポスター発表】

カナダ・オンタリオ州における「精神薄弱」者の隔離保護処遇の指向

- 1910 年代後半～1920 年代 -

東日本国際大学 下司 優里 (07167)

〔キーワード〕カナダ・オンタリオ州, 「精神薄弱」者, 隔離保護処遇

1. 研究目的

本研究は今日、多様性の受容を国是とする多民族国家カナダが、独立後間もない 20 世紀初頭の時期において、人間の差異に対していかなる認識をもち、いかなる対応を行ってきたのかを明らかにするため、当時の欧米諸国において社会的排除や分離処遇の主たる対象とみなされた「精神薄弱」者 (the feebleminded) に焦点を当て、他国からの情報やモデルを選択的に摂取しつつ、カナダ独自の「精神薄弱」者施策の方向性を模索した過程を明らかにしようとするものである。

カナダ連邦内でもオンタリオ州は、「精神薄弱」者施策の創始と展開に先駆的役割を果たしてきた州であった。20 世紀転換期までの同州では、「精神薄弱」者の処遇が従来の「精神薄弱」非専門施設における混合収容という施設個別的な問題から、政策的対応を必要とする社会問題として認識されつつあった。1876 年には国内初の州立「白痴」(のちに「精神薄弱」) 専門施設を開設、1905 年には「精神薄弱」者調査官職を創設し、また 1914 年には他州に先駆けて公立学校「精神薄弱」学級の設置を法定化してきた。

1910 年代後半になると、オンタリオ州における近代化と都市化の進行とともに、医師、精神科医といった専門家や女性による団体が貧困、犯罪、伝染病といった社会問題と「精神薄弱」との因果関係を指摘するようになる。一方、「精神薄弱」者への主たる対応機関であった州立施設と「精神薄弱」学級は、1920 年代にかけてそれぞれ規模を拡大するとともに、「精神薄弱」者の隔離保護へとその機能を強化させていく時期にあった。

そこで本研究では、1910 年代後半から 1920 年代のオンタリオ州を対象とし、「精神薄弱」者の処遇に関していかなる議論があり、またいかなる目的と方法において彼らに対応しようとしたのかを明らかにすることを目的とする。とりわけ、「精神薄弱」者処遇の具体的な理念と内容については、州立施設、および「精神薄弱」学級に焦点を当てて解明する。

2. 研究の視点および方法

まず、同州における「精神薄弱」者の処遇に関する議論を分析するため、当時の「精神薄弱」関係者・団体の著書や議事録を用いる。具体的には、カナダ女性会議 (NCWC)、公衆衛生協会 (CPHA)、精神衛生協会 (CNCMH) 等の団体とその中心的人物である。

さらに、オンタリオ州「精神薄弱」者調査官年報 (1906-1920 年)、州立施設年報 (1891-1940 年)、「精神薄弱」学級調査官年報 (1915-40 年)、および施設長と調査官それぞれの著書・論文・書簡を主な一次資料として、両機関における運営理念や処遇実態を明らかにする。

3. 倫理的配慮

本研究は歴史研究であり、当時の語意・概念に立脚して分析と発表を行うため、「精神薄弱」等現在の人権尊重の見地からみて不適切な用語についても、歴史的用語として用いる。

4. 研究結果

(1) 近代化を背景とした社会衛生の主張

1891年に結成されたNCWCは、早期から「精神薄弱」のとりわけ「精神薄弱」女性の問題に着目し、対応を求める対政府運動を展開していた。第一次世界大戦前後には、NCWCを中心として各地の女性団体が、「精神薄弱」を家庭衛生あるいは健全な子どもの育成に係る有害因子とみなし、その隔離・排除を提唱するようになる。

また、1918年に創設されたCNCMHでは、カナダ精神医学界の重鎮であったC.K. クラークをはじめ精神科医が中心となって、1918年から1922年にかけてオンタリオ州を含む全国7州で「精神薄弱」者の実態調査を実施する。CNCMHはこの調査結果を受けて、その後「異常な人々の増加を防ぐための一方策としての『断種』」を示唆する報告書を提出した。

さらに、1910年に結成されていたCPHAも、1918年刊行の機関誌で「精神薄弱」の特集を組み、「精神薄弱」者が惹起する社会道徳的悪影響と感染症の蔓延、それらによる州の財政的負担を強調するなど、1910年代後半以降、「精神薄弱」に関心をもつ専門家や女性団体の間では「精神薄弱」脅威論の拡大がみられるようになる。

(2) 州立「精神薄弱」者施設における収容能力強化と施設内自立の指向

1910年から1926年まで州立「精神薄弱」者施設長を務めたJ.P. ダウニーは、「精神薄弱」に関してはなんらの資格も経歴も有していなかったが、就任後は施設の大規模化と入所者の重度・重複化に直面し、軽度者の施設内労働・自立および重度者の分離収容を推奨するなど、施設の経済的運営を重視していた。

具体的には、入所者の施設内労働の強化や医薬品への検体提供などにより施設経費の削減を推進し、その結果、10万ドルの州費節約に成功したという。しかし当時、同施設を訪問したCNCMH会員は、「施設では広い部屋が便器で埋め尽くされており、それらには重度級で何もできない入所者が一日中縛り付けられていた」という衝撃的な告白をし、同施設は「満足というには程遠い」と述べるほど劣悪な環境を含有していた一面もあった。

(3) 軽度「精神薄弱」児の分離を意図した公立学校内「精神薄弱」学級の拡大

一方で、1914年補助学級法において設置が規定された、公立学校「精神薄弱」学級は、1920年に州務長官管轄から教育省へと移管され、州費による補助金を得て拡大を見せることとなる。同学級は1918年の5学級、在籍者数約50人から、12年後の1930年には127学級、約2,000人へと、前後の時期と比して急増している。このことは、当時の州政府が「精神薄弱」学級の必要性和そこにおける訓練の有効性を認めていたことも示している。

文献資料： 当日提示。